

指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所

デイサービス しずか 運営規程

（目的）

第1条 この規程は社会福祉法人 宝集会が設置運営する、デイサービス しずか（以下、事業所という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 指定認知症対応型通所介護の提供にあたって、認知症を伴い要介護状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたって、認知症を伴い要支援状態になった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持及び向上並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者の要介護（要支援）状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護（要支援）状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、新居浜市、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は指定認知症対応型通所介護を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）へ情報の提供を行う。
- 8 前7項のほか、「新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」「新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準等を定める条例」に定まる内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス しずか
- (2) 所在地 愛媛県新居浜市東田三丁目乙11番地の91

(従業者の区分及び定数)

第5条 事業所に次の従業者を置く。

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 1名以上
- (3) 介護職員 1名以上
- (4) 看護職員 1名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上

2 第1項に定めるもののほか、必要ある場合はその他の従業者を置くことができる。

(職務)

第6条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 管理者
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員
利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族等の相談に応じるとともに、必要な助言を行う。
- (3) 介護職員
利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- (4) 看護職員
利用者の看護、事業所の保健衛生業務に従事する。
- (5) 機能訓練指導員
日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(食堂及び機能訓練室)

第7条 必要な広さを有するものとし、必要な備品を備える。

(相談室)

第8条 相談の内容が漏えいしないよう、配慮する。

(浴室)

第9条 事業所は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設置する。

(洗面所及び便所)

第10条 事業所は、必要に応じて各所に洗面所や便所を設置する。

(営業日及び営業時間)

第11条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、10月17日、12月31日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分までとする。ただし、利用者が希望する場合は、午後4時30分まで延長することができる。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、大島、別子山地域を除く新居浜市とする。

(利用定員)

第13条 事業所の利用定員は、12名とする。

(内容及び手続きの説明および同意)

第14条 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第15条 事業所は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

(心身の状況等の把握)

第16条 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供にあたっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(指定（介護予防）認知症対応型通所介護の内容)

第17条 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認めら

れるサービスを行うものとする。

- (1) 介護サービス（移動、排泄の介助、見守り等）
- (2) 入浴サービス
- (3) 給食サービス
- (4) 生活指導（相談・援助等）
- (5) 機能訓練
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎サービス
- (8) 延長サービス

（（介護予防）認知症対応型通所介護計画の作成）

第18条 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）認知症対応型通所介護計画を作成する。

- 2 事業所の管理者は、（介護予防）認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 3 事業所の管理者は、（介護予防）認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付する。
- 4 従業者は、それぞれの利用者について、（介護予防）認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第19条 事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定（介護予防）認知症対応型通所介護を提供する。

（指定（介護予防）認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第20条 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の方針は次のとおりとする。

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型通所介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮する。
- (3) 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供にあたっては、（介護予防）認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 従業者は指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

- (6) 指定（介護予防）認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。

（利用料等）

第21条 事業所がサービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分である時は介護報酬告示上の額の利用者負担割合に応じた額とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示の額とする。

2 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 昼食代 700 円（食材費、おやつ、飲み物、光熱水費を含む）
- (2) おむつ代 実費
- (3) 外食、外出時入園料等 実費
- (4) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る経費 実費

3 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

4 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）認知症対応型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（衛生管理等）

第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第23条 利用者は指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況

に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第24条 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、新居浜市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第25条 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業者は、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に掲示する。
- 2 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、年2回定期的に避難、救出等の必要な訓練を行う。また訓練等に実施に当たっては地域住民の参加が得られる様連携に努めるものとする。
 - 3 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行う。
 - 4 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄する。

(苦情処理)

- 第26条 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定（介護予防）認知症対応型通所介護に関し、介護保険法の規定により新居浜市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は新居浜市からの質問若しくは照会に応じ、及び新居浜市が行う調査に協力するとともに、新居浜市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定（介護予防）認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

- 第27条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第28条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを新居浜市に通報するものとする。

(地域との連携等)

- 第29条 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業者は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。
- 2 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、介護予防）認知症対応型通所介護事業について知見を有する者などにより構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(事業継続計画の策定等)

- 第30条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第31条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するも者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質の向上のために研修の機会を次の通り設けるものし、設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(ア) 採用時研修 採用後6か月以内

(イ) 継続研修 年6回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用関係の内容とする。
- 4 事業所は適切な指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 宝集会理事会の議決を経るものとする。

附 則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は平成31年1月4日から施行する。
3. この規程は令和6年4月1日から施行する。
4. この規程は令和7年2月1日から施行する。